

Title	ブルウヂュ市場に於けるハンザと和蘭商人
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.6 (1938. 6) ,p.745(35)- 777(67)
JaLC DOI	10.14991/001.19380601-0035
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380601-0035">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380601-0035</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

主義に對し意志の自由によつてなされた諸政策によつて律せられる統制經濟は、その意志の所産たる政策の矛盾を通じて自然必然性を以つて更に高度の意志の所産たる諸政策によつて律せられる統制經濟へと移行しなければならぬのである。

## ブルウヂュ市場に於けるハンザと和蘭商人

高村象平

北歐商業圏、殊にバルト海商業圏に於ける獨逸ハンザの至上權は、十四世紀から十五世紀前半にかけて、先づズンド海峽に對する支配と、次いでバルト海地域への進出とを旨指す和蘭商業資本によつて、搖がされ始める(1)。これは後者の立場よりすれば、和蘭商人の取引地域の擴大である。それはひとり右の東西兩歐連絡の要衝點に於いてのみ生じたのではなく、從來ハンザの獨占權益地域たるスカンヂナヴィアの北方諸國に對しても或はロシア市場に對しても亦、彼等と和蘭人の競争は同時に展開されて行つたのである。例へば一四三八年アムステルダムにベルゲン航行者組合の設立されたことや(2)、ハンザ都市レヴァルに對立するヴィボルクに於いて和蘭商人が、鹽、葡萄酒、毛織物等の輸入税乃至裸麥、タールの輸出税を免除されたことの如きは、これの證左となし得る。

然しながら、ハンザと和蘭との競争のくりひろげられた第一の場所は、この北方王國乃至東北歐よりは、前記東西兩歐を結ぶ仲繼商業であつた。殊に十五世紀前半のズンド戰爭によつて一度困窮の域に陥つた和蘭經濟が、當時

鞏固となりつゝあつた政治的權力を背景として、同世紀の中葉再び立ち直り、商・工・海運の諸部門に於いてめざましい發展を示し出した後に於いてさうであつた。更に一四五一一—五六年ハンザのフランドル通商封鎖に際し、フランドル毛織物の代用品として、和蘭毛織物がハンザ商人によつてさへ取引されるに至つてからは、例令この時表面的にはハンザと和蘭との間の緋かまりが一應解消されたやうに見えても、尙兩者の競争は結局この東西商業連絡に於いて、最も根強く行はれつゝあつたと云はねばならない。しかもこの隠然たる競争に於いての優位は、和蘭商人にとつてもハンザ商人にとつても、その主たる取引對象となつて居た毛織物の生産的根拠を有するものが占めるところであつた。それがハンザでなくして和蘭であつたことは、別して斷るまでもないであらう。この毛織物と異つて、和蘭がその政治的領域内に生産的基礎を持たなかつた他の重要商品、例へば鹽をとつて見るならば、これはハンザ領域には十世紀以來有名なりユウネブルク鹽が存在したにも拘らず(4)、和蘭はこれに對抗するベイ海鹽の支配によつて、これを彼等のバルト海進出の爲めの有力な武器と爲し、遂にこの商品種類に關してもハンザに對して優越したのであつた。ズンド戦争が全く終了しないうちから、ゼエランドやアムステルダムの商人は大舉してベイへの航海を再開して居り(一四四一年)、又十五世紀中葉以後に於いては、積極的に自己の計算に於いてバルト海地域の産地からハンザ領域に運送して居たのであつた(5)。この和蘭の鹽取引の増加が、東北歐に於けるハンザ商人に苦痛を與へたことは、一四五八年リガからリュベック宛の取引狀の中に現はれて居る(6)。それは和蘭船舶の來往

によつて鹽の價格が下落することによつての記事である(7)。

- (1) 拙稿、「和蘭商業資本のバルト海進出に就いて」(本誌三十一卷十二號所載)参照。  
 (2) Friedrich Bruns, Die Lübecker Bergenfahrer und ihre Chronistik. (Berlin, 1900.) S. XIII.  
 (3) この和蘭毛織物生産の増加を示す一例として、ズンド戦争後、ライデン市に於ける Snykerie (Tuchmesser) からの收入の漸増が擧げられる。

一四四九年度	五四〇磅
一四五〇年度	五六二磅
一四五一年度	六四一磅
一四五三年度	七五〇磅
一四五四年度	七二五磅
一四五五年度	七五二磅
一四五六年度	七〇〇磅
一四五七年度	六九〇磅
一四五八年度	六五二磅
一四五九年度	七〇〇磅
一四六〇年度	六五〇磅

(N. W. Posthumus, De Geschiedenis van de Leidsche Lakenindustrie. I. De Middelen. s.—Gravenhage, 1908. bl. 245.)

右の数字を検する時、その増加額がハンザとフランドルとの通商復活後、さして急激にはないが減退を示して居ることからしても、和蘭毛織物業の十五世紀中葉頃の發展が、ハンザとフランドルとの紛擾に一部分負ふところあることが解るかと思へられる。

(4) Vgl. Luise Zenker, Zur volkswirtschaftlichen Bedeutung der Lüneburger Saane für die Zeit von 950-1370. (Hannover u. Leipzig. 1906.)

(5) Friedel Vollbeh, Die Holländer und die deutsche Hanse. (Lübeck, 1930.) S. 53.

Ernst Daenell, Holland und die Hanse im 15. Jahrhundert, in H.G.Bll. Jg. 1903. S. 15.

(6) Walther Stein, Handelsbriefe aus Riga und Königsberg von 1458 und 1461, in H.G.Bll. Jg. 1898. S. 67.

(7) それと同時にこの書簡は、このリフランドの都市に於いて、更にはその一帯の地域に於いて、和蘭の競争が尙激しくなかつた際に、ハンザ商人が壟斷した獨占利潤の在り場所を自ら物語るものとも做されよう。

擬てズンド戦争後の約半世紀に亘つて、即ち十五世紀の後半期に於いて、ハンザ對和蘭の東西兩歐を連絡する商業路に關する鬭争は、西歐に於けるハンザ商業の據點ブルウヂェのステエブルを繞つて展開された。ズンド航行の自由を確保し得て、以てバルト海地域に進み入る關門をその手に一應收め得た和蘭商業資本は、こゝにその居地に隣れるフランドルに於いて既に長く礎きあげられて居たハンザの商業中心地に對して攻勢を採り、そして該所からハンザ勢力を驅逐することを計つたのである。しかもこの和蘭商人の積極的態度を支援するものに、和蘭・ゼエラント・フランドル・ブラバント・エエノオ等のネエデルランド一帯に對して中央集權的統一を劃しつゝあつたブルグンド政治權力があつた。従つてブルウヂェ・ステエブルを繞つて展開されるハンザと和蘭との覇權争奪の經過は、ハ

ンザとネエデルランドとの間の政治鬭争と絡み合つて現はれる。たゞネエデルランドの地は、自體複雑な地方的政治關係を有した故に、そして又英・佛・獨の三大國の利害がこの地の政治的統一に對して様々な影響を與へるものであつた故に、ブルグンド公による統一後も尙、劃一的經濟政策の實施には數多くの支障が存在した。斯かる困難がその對ハンザ政策上にも現はれて、その爲めフランドルよりハンザの勢力排斥は短時日には行はれ得ず、寧ろその達成は、ブルウヂェの世界商業上に占める優越的地位の喪失と共に、始めて爲され得たといふ外觀を呈して居るのである。然しながらブルウヂェに於けるハンザの勢力維持の努力は、直接にはそしてハンザの側から云へば、その地の封建領主の權力に對する鬭争であつた。そして既に別の機會に一言した如く、強力な國民國家を背後に有することなかつたハンザは、このフランドルの、従つて又ネエデルランドの統一的政治權力に對して屈せざるを得なかつたのであつた。

以下私は西歐に於けるハンザの牙城ブルウヂェに對する和蘭商業資本の攻撃に主點を置きながら、十五世紀後半のブルウヂェ市場の動向に就いて考察を加へたいと思ふ。その前に、このフランドルの最大商業都市ブルウヂェが、中世後期の世界商業に對して有した重要性に就いて一言したい。

## 二

ネエデルランドに於ける商業勢力として、和蘭人、ゼエランド人の活躍し出した十四、十五世紀の頃は、フランドル(南部ネエデルランド)商人の對外的積極活動の衰退期であつたと概括出來よう。それはブルウヂェが世界商業

のエムポリウムとして、又ヘブケ教授の言葉を藉りれば「中世の世界市場」として、諸國の商人をこの都市に集め、従つてフランドル自體の商人は謂はゞ受動的態度を示して居たと做される時期である。然しフランドル商人はその最初から彼等の居住地に於ける商業を、これ等外來商人に委ねて居たのではなかつた。即ち大約十四世紀に至る迄は、英吉利、ラインランド、北獨逸(ハムブルク、ブラウンシュバイク、リュウネブルク、キール等)、シャムバアニュ、ジェノア、西南佛蘭西、西班牙等に赴いて、自國の毛織物を販賣する他方、英吉利の羊毛、東歐の毛皮、穀物、蜜蠟、東邦の香料、ポルドオの葡萄酒、ベイの海鹽、ノルマンディの穀物等々を自國に運んだのであつた。然しながら十三世紀の頃からは彼等の赴く大抵の地方に於いて、その地の土着商人勢力の擡頭を見るに至り、この競争者の出現によつて、フランドル商人の活動領域が狭められる一方、それ迄とは逆に、フランドルの毛織物を求めてフランドル特にブルウヂユに、それ等外國商人が多く蟄集するやうになつて來た。それは十三世紀末から十四世紀初頭にかけてのことである。

このフランドル商人に對する競争勢力の出現に就いて一瞥すると、先づ英吉利羊毛輸出に纏はる英吉利商人とフランドル商人(特にロンドンのフランドル・ハンザ)との争ひに就いて、更にこの問題に絡み合ふ政治的紛糾に就いては、こと改めて述べる迄もなく、結局羊毛輸出擔當者としてのフランドル人は追はれて、英・伊・獨(ケルン及びリッベック)の商人がこれに代るやうになつた。次に十二世紀後半、フランドル商人がライン河上流に溯航するを禁じたケルンの企てや(1)、十三世紀末年バルト海東部に於けるフランドル商人の毛皮購入を禁ずるに努めたリッベック

の試みも亦(2)、フランドル商業の伸長を阻止するところ大なるものであつた。加ふるに十三世紀から十四世紀にかけて、英吉利の私拿捕船がフランドル商船隊に多大の損害を與へたことは、ひとり英吉利に對するのみならず他の地方に於けるフランドル人の商業を停滯せしめることになつた一因となし得よう(3)。その他一二八四年以降シャパアニュが佛蘭西領となつてから、フランドル商人のメッセ來訪が屢々禁ぜられ、これと共にフランドル―シャムバアニュ間の税關が増置されたことの如きは、ジェノア及びヴェネチアよりブルウヂユ及びアンヴェルへのガレエ船航海を生むと同時に、これ等の地方に對するフランドル商人の進出を杜絶せしめることに資したものと云はねばならない(4)。

(1) Vgl. Walther Stein, Der Streit zwischen Köln und den Flandern um die Rheinschifffahrt im 12. Jahrhundert, in HGBll. Jg. 1911. S. 187 ff.

(2) Rudolf Häpke, Brügges Entwicklung zum mittelalterlichen Weltmarkt. (Berlin. 1908) S. 86-9.

(3) Hans van Werveke, Der Flandrische Eigenhandel im Mittelalter, in HGBll. Jg. 1936. S. 16.

(4) Ebenda, S. 18-9.

斯くの如く英・獨・北佛・伊等の諸地方に於けるフランドル商人の積極的進出が阻止された時、西南佛蘭西アキタニア地方及びイベリア半島に於ける彼等の活動は、尙從來通り繼續されて居たのである。その商業活動は近世に入つた後も續けられた。従つて、十四、五世紀ブルウヂユに於いて、外來商人相互の交易がその主體を形成して居た時にも、彼等フランドル商人の活動は全く消極的ではなかつたと云はねばならない。たゞその大勢に於いて舊來

の積極性を喪失したと見られるが故に、從來十四、五世紀にフランドル自體の商業(Der Flandrische Eigenhandel)は没落して、これに代つてこの地の商業は外來商人の専ら營むところとなつたと做されるのであらう。

ライン——テムス商業幹線に接し、ビスケエ灣とバルト海とから略々同一距離に位置するブルウヂユは、その地に産する古來有名な毛織物販賣に基く富を以て(6)、ここに多くの外國商人を引きつけ得たのであつたが、更にこの港市が他の謂ゆる中世都市に比して商業規定上自由な點を有したことは、この趨勢を強めるものであつた。即ち外來商人はこの都市内で購入した商品をブルウヂユ市民に再販賣すること、或は小賣することは禁ぜられて居たが、然しこれをブルウヂユに在る他の外國商人に直接販賣することは許容されて居た。これがこの都市をして、謂ゆる中世の世界市場たらしめた一因である(6)。しかもこの外國商人相互の交易からも、ブルウヂユ市民は利益を享くることを忘れなかつた。即ち仲立人制度によつてこの機會を利用したのである。そしてこの仲介人は、從來商業を外地に於いて營んだ商人の轉身した者が多かつたから、この點から見てもフランドル商人の活動の場所は全然喪はれてしまつたのではなかつたと云へよう。

(6) 古來喧傳されたフリースランドの織物とは、本來フランドルの毛織物であつて、これがフリースランド商人によつて、諸地に運ばれたが故に、右の名を史上に示したとは、ヘフケ教授、ビレンヌ教授の説かれたところであつた。(Vgl. Rudolf Häpke, Die Herkunft der friesischen Gewebe, in HGBl. Jg. 1906, S. 309-25; H. Pirrenne, Draps de Fise ou draps de Flandre?, in VSWG. Bd. 7, (1909) S. 308-15.)

(7) Vgl. Häpke, Brügger Entwicklung, S. 253-4.

獨逸商人としてこのフランドル乃至ブルウヂユに現はれた最初の者は、ケルン商人であらう。ハムブルク商人も亦十二世紀の末年には、毛織物・鹽・葡萄酒等を求めてこの地に來たと云はれる。然し彼等が組織的にここに來往するやうになつたのは、一二五二年フランドル伯から「神聖ローマ帝國の商人」に特權が賦與されたこと(7)、又一二七六年(8)或は一二九二年のハムブルク船舶法(9)、一二九九年のリュベック船舶法に(10)、フランドル航行者として記載され居るところから見て、十三世紀中葉頃と推定される。一二八〇——八二年にこのフランドル航行者がブルウヂユからアッデンブルクヘステエブルを移したことも亦、この推定を補ふものである。更にブルウヂユに集る獨逸商人が組合を作るやうになつたことは、一三〇七年及び九年にフランドル伯ロォベルト三世及びブルウヂユ市より特權が賦與されたことによつて(11)、或は一三四七年ブルウヂユのカルメル派修道院に集つた獨逸商人が組合規約を定めたことによつて明かにされる(12)。それが外國に在る同郷の商人の社交的目的と本國法を享有する爲めとからして結合されたものであることは、中世に於けるこの種の組合に相通するところである。最初の組合は、„ghemenen coplude uten Romeschen rike van Almanien“ (13)或は „Communis mercator regis Romanorum de patribus Almanie“ (14)資料上に現はれる。然しロンドンに於けるギルドホォル所有の獨逸商人の組合(Einzelgenossenschaft)が „hansa“ と稱した(15)と異り、このブルウヂユの組合は „hansa“ なる名稱を使用することなかつたものの如くである。たゞ一三五〇年その不従順なる組合員を放逐した時(16)、或は五年フランドルに對して通商封鎖を行つた際(17) „Koplude des Romeschen rikes van Alemannien van der Duden“

schen hense, de to Brugge in Vlanderen pleghen to wesende “と稱したのであつた。この獨逸商人のブルウヂェに於ける組合は、その結成の時、リュベック・ウェンデン・ザクセン諸都市からの商人、ウエストファレン・プロイゼン諸都市からの商人、ゴオトランド・リフランド・スウェエデンの獨逸都市からの商人の三部會に分たれて居た(18)。

(17) HUB. I, Nr. 421, 422, 428, 431-436.

(18) Vgl. Hermann Langenbeck: Anmerkungen über das Hamburgische Schiff- und See-Recht, wie solches in den XIII. XIV. XV. XVI. XVII. XVIII. und XIX. Titeln des Andern Theils Stadt-Buchs enthalten, und— (2. Aufl. Hamburg. 1740.)

(19) Vgl. Theodor Kieselbach, Grundlagen und Bestandteile des ältesten hamburgischen Schifffrechts, in HGBll. Jg. 1900. S. 47 ff.

(20) Vgl. Lübeckisches Urkundenbuch. Abt. I. Tl. II. 1. (Lübeck. 1838.) Nr. CV. (Aufzeichnung d. r. Lübeckischen Schiffs- und Seerechte, zunächst in Bräiung auf die Fahrt nach Flandern. 1299, März 8.)

(21) G. F. Sartorius, Urkundliche Geschichte des Ursprunges der deutschen Hanse. Hrsg. von J. M. Lappenberg. Bd. II. (Hamburg. 1830.) Nr. CXVII (c).

(22) Walther Stein, Die Genossenschaft der deutschen Kaufleute zu Brügge in Flandern. (Berlin, 1890.) S. 13-14.

(23) HR. I. I. Nr. 143.

(24) HR. I. I. Nr. 161.

(25) HUB. I. Nr. 902.

(26) HUB. III. I. Nr. 160.

(27) HR. I. I. Nr. 212.

(28) HR. I. I. Nr. 143.; HUB. III. I. Nr. 113.

ここにこの組合の構成、維持方法、裁判等に關する制度史的考察を詳細に行ふ要はないが、この獨逸商人の組合は、それが母國の獨逸ハンザの支配下に置かれた後に於いても、他のロンドン、ベルゲン、ノヴゴロドに於ける如く、當初から共同に土地や家屋(居宅及び倉庫)を所有することはなかつた。彼等商人はブルウヂェ市内に散宿して居たのであつて、その會同する場所を前記カルメル派修道院の食堂に定め、一部會より二名宛の年寄(Ältereute)を選出して、これに總括の權を委ねて居たのである(19)。「彼等が、Haus der Osterlinge」をブルウヂェに建設したのは、一四七八年のことに屬する(20)。「このことは、中世都市中に於いてブルウヂェが謂ゆる自由であつたことの一證となされ得るかとも考へられる。

(29) Walther Stein, Genossenschaft, S. 16-17, 31.

(30) Leonhard Emen, Zur Geschichte der Hansischen Häuser zu Brügge und Antwerpen, in HGBll. Jg. 1873. S. 45 ff.

とは云へ、このブルウヂェが全く自由な市場でなかつたことは、それが既に一言したことの外に、ステエブル權(開市權、重要商品留置販賣權)を有したることによつて限定される。一三三三年フランドル伯ルウドウィッヒ二世によつて、ツウエインに運ばれた商品は、ツウエインのステエブルとしてのブルウヂェに於いて賣買すべきことが定められ(21)、従つてブルウヂェは強制的ステエブル(Nwangstapel)となつて居た。但しこの際若干の商品は、斯か

る強制ステエブルから除かれた。それは該規定文に據れば、商人がブルウヂュの倉庫に收めるよりはダムムに置くを可とするものであつて、第一には葡萄酒——この一部は再び船載して積出される——、次いでダムムの裁判區域内のホウク及びモニケレエデに陸揚げされる船貨のうち、乾魚、穀物、造船用材、船舶要具、タアルであつた。このブルウヂュの獲得したステエブル権が、ブルウヂュをしてツウエイン沿岸の諸都市に比して、特にスライスに對して優越的地位を與へたことは云ふ迄もない。フランドルの毛織物を得んとする外國商人は、ブルウヂュを訪れざるを得なかつたのである。一三五八—一六〇年のハンザ同盟の對フランドル通商封鎖に際して、ハンザ諸都市がこの禁を犯す者を再三告發せねばならなかつたことの如きは(22)、ブルウヂュの持つ牽引力の大なることを物語るものであらう。

(21) HUB. II. Nr. 401.

(22) HR. I. 4. Nr. 175; Nr. 176; Nr. 180.; HUB. V. Nr. 264.

このブルウヂュのステエブル権に對して、ハンザ諸都市は可成り長い間反對を續けた。前記一三五八年の通商封鎖も、彼等に對してロオベルト伯の賦與した特權が侵害された外に、ハンザも亦ブルウヂュの強制ステエブルに服すべきことを要求されたが故の結果であつた(23)。然しながら結局はハンザも亦この要求を容れなければならなかつたのであつて、一三九九年のハンザ商館規定は、スライスに於いて木材、穀物、瀝青、タアル、石灰、麥酒、醃を陸揚げすることを禁じ、更にハンザに屬せず、しかもステエブル強制に従はざる者に、商品を販賣することを禁

じて居る(24)。斯くてブルウヂュがステエブルたること、そしてツウエイン地域に赴く商人はこの都市を訪れるべきことは、當然のことと做されるやうになつたのであつた。しかも一見フランドル伯とブルウヂュ市とに對する讓歩と做さるゝこのハンザの態度も、それがフランドルに於ける獨逸商人の取引をブルウヂュに集中せんとする彼等の志向に合致するものであつたと云はねばならない。そしてステエブル強制がスウエイン地域に對してのみ適用されるものである限り、一般に摩擦を生ずることは殆ど無かつたと考へられる。蓋しそれは、謂ゆる中世都市に共通する規定の一であつたからである。従つてこれによつてブルウヂュの繁榮が傷つけられることはなかつたのである。

(23) *Gustav v. d. Osten, Die Handels- und Verkehrssperre des deutschen Kaufmannes gegen Flandern, 1358-1360.* (Kiel. 1889.) S. 15, 24.

(24) HUB. V. Nr. 379.

その後一四〇一年にハムブルク商人に對して、その麥酒をスライスに陸揚げする特別許可が下された。(HUB. V. Nr. 504.)

## 三

十五世紀の謂ゆるブルグンド時代のネエデルランドは、經濟的躍進の時期であると同時に衰退の時期であつたと云ふことが出来る。この逆説的な一般規定は、この時代をブラバント、和蘭の史家は進歩時代となし、フランドル人はこれと反對な見解を採つて居ることに言及する時(1)理解され得よう。即ち古來フランドル、ブラバントの富の源泉であつた都市に於ける毛織物業は、漸次昔日の繁榮を失ひ始め、これに代つて和蘭には新興織物業の發展が



あり、北部ネエデルランドの經濟的發展と歩を同じうして和蘭、ゼエランドの商人の對外的活躍が展開され、又ア  
ンヴェル、ベルゲン・オブ・ツォムの二大ブラバント都市に於ける商業は漸次盛んになりつゝあつたからである。  
十四世紀末以來ネエデルランドの毛織物業にとつて最大の危機は、エドワード三世治下に始まる英吉利毛織物生  
産の擴張によつて醸し出された。殊にそれが海外市場をプロイセンの地に求めて、これと直接連絡を計るに至つた  
後は、從來東北歐向けの輸出商品の大宗をなして居たフランドル、ブラバントの毛織物は、大打撃を蒙らざるを得な  
かつた。加ふるに十四世紀の七、八十年代には夫々の織物業都市(例へば一三七八—一八三年のレヴェン、一三八  
二年のイッブル)に於いて内訌あり、この地方的原因も南ネエデルランドの毛織物生産にとつて支障となつた。諸都  
市の請を容れてブルグンド公フィリップ・デア・グウテが英吉利毛織物及び毛絲の輸入を禁じたのは、一四三六年、  
四六年、四八年、六四年のことである(2)。素よりこの輸入禁止が數回發令されたことは、これが遵守されなかつ  
たことを示すものであり、斯かる取引の行はれる限り、ネエデルランド毛織物業を防護することは難かつたと云は  
ねばならない。

然し斯かる事態の招來にも拘らず、ネエデルランドの毛織物生産は十五世紀にその舊來の重要さを全く喪失した  
のではない。即ちフランドル、ブラバントの諸都市に於ける織物生産は打撃を受けたが、然しこれと違つて農村  
(auf dem platten Lande)では尙盛に生産されて居た。ピレンヌ教授に據れば、一四二八年、イッブルの織物工に仕  
事が無かつた時、同市の周圍の多くの村落(ワァネトン、カッセル、ベイユル、ニユウ・ケルケ、ポベリンゲ、コミヌ、

トゥルコイン)に於いては盛に毛織物生産が營まれて居り、農民が織物労働者に轉じたので、耕作の爲めに人を備は  
ねばならなかつた(3)。斯かる状態が都市手工業者の農村工業禁止請願となり、又ツンフト制規の嚴重な施行とな  
つたのであるが、然しツンフトの手工業が、廉價な農村労働者を使役するマニユファクチュア生産に對して勝利を占  
めることは、頗る難いところであつたと云はねばならない。斯くの如く十五世紀の毛織物業の危機は大であつたが、  
然しこれによつてフランドル乃至ブラバントが全く經濟的崩壞の域に陥つてしまつたのではなかつたのである。そ  
れは舊工業に代るものを以てこれを補ふ努力が拂はれたからであつた。具體的にはこれ等の地域に麻織物業乃至絨  
氈製造が漸次行はれるやうになつたのである。これはフィレンツェの毛織物生産の衰退を絹織物によつて補完した  
過程に似て、興味深いものがあるが、右の麻織物生産は、後に(十六世紀)フランドルの麻織物(toiles de Flandre)  
として喧傳されるやうになり、絨氈はアアラ、トゥルネエの外に、フランドル、ブラバントに於いても盛に生産さ  
れるやうになつて行つた(4)。

(1) Henri Pirenne, *Geschichte Belgiens*, Bd. II. (Gotha, 1902.) S. 486. Ann. 1.

(2) Ebenda, S. 489-90.

(3) Ebenda, S. 490-1.

(4) Ebenda, S. 492-3.

斯くの如きフランドル毛織物製造上に生じた變化が、ハンザの取扱禁止によつて尙影響を加へられるところあつ

たことは、既に述べた。しかもそれ等は和蘭毛織物業の発展にとつて好個の機會であつたし、又麻織物も和蘭のそれは、十五世紀既にその精巧を以つて有名であつた。而して斯かる生産的基礎の變化が、フランドルの商業に、直接にはブルウヂュの商業に如何なる影響を及ぼしたか。

ブルグンド公治下のブルウヂュの繁榮は、その都市の美觀を以て、或は美術史上ヨハン・ファン・エイクやハンス・メムリング等の出現によつて謳はれて居る。それはその外觀からするならば、最も殷盛な時期であつた。然し事實上は、十五世紀中葉既にその最盛期を終へて居たと見られる。然しながら、先づ大體同世紀の七十年代まで、この都市は北歐に於ける主要な金融市場であつたと云ふことが出来る。例へばメヂチ家はこゝに支店を設け、その他フィレンツェのフレスコバルヂ、ガアルテロッチ、チェノアのニコォニ家等これに倣つた。彼等がブルグンド公に貸付けた額は八十萬フロリン餘にのぼつたと云はれる(6)。その他この都市の有するコスモポリタンの性格によつて、英・佛・獨・伊・西・葡等の商人は多く來往し、これ等のうち十五世紀にはハンザを除いて、特にイベリア半島商人との交渉が深かつた。これにはフィリップ・デア・グウテと葡萄牙王室との姻戚關係もあり、英吉利羊毛に代る西班牙羊毛の輸入の大であつたことも資して居る。そしてブルウヂュ市民の仲立人業務は活氣を呈して居り、まさにブルウヂュは謂ゆる中世的世界經濟の中核であつて、それが常にすべての基督教民族の市場である(7)、尙永く續くかに考へられて居た。これが當時の商人に意識されて居たことの一證として、一四五七年ハンザのフランドル通商封鎖時に際して、フランドル都市代表者がフリッップ公に呈した請願書が擧げられる(8)。その大意を

示せば、この地の繁榮は商人と織匠との活動に基くものであるが、今ハンザ商人の來往せざることによつてその正常的軌道から逸れて居る。商人は謂はゞ鎖の環の如きものであつて、相互に結ばれて居るのである。ハンザ商人の來らざることは、西班牙羊毛商人をも遠ざけることになる。それはひとりこの地が商業的利益に均霑せざることになるのみならず、フランドル毛織物の最大需要者を缺く爲め、織匠も亦職を失ふに至ると説いたものである。或はその翌年ブルウヂュに在るフィレンツェ、ルッカ、チェノア、カタロニア、西班牙商人の代表者が、リュベックに送つた書簡も亦(8)、ブルウヂュの世界市場的意義を認めたものと云へよう。それは、從來繁榮せる世界商業(Intercurus communis mercandis)は、その一國民を缺くことによつて大打撃を受ける。ハンザ商人がこの地に復歸した時、はじめて從來世界商業市場ブルウヂュに於いて支配して居た活氣ある世界商業は復活すると云ふのであつた。

(6) Richard Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger. Bd. I. (3. Aufl. Jena. 1922.) S. 275 ff.

ブルグント公の顧問官の地位にのぼつたメヂチの代表者トマッソ・ホルチナリは、公の請にまかせて巨額の貸付をなし、これが返済不能となつた後、遂に一四八五年メヂチのブルウヂュ支店は閉鎖の止むなきに至つた。

(7) Fritz Rösig, Mittelalterliche Weltwirtschaft. (Jena. 1933.) S. 33.

(7) HR. II. 4. Nr. 444. §§ 3-4.

(8) HR. II. 4. Nr. 491-495.

然しながらこれ等の書かれた時、既にブルウヂュは舊來保持し來つた世界市場的地位を失ひつゝあつたのである。

十四世紀末以來、漸次土砂の堆積によつてツウヴェイン航行が脅困難となつて來たことも、その一因である。一四七〇年のカール公のツワルテガートの開鑿も何等これを救ふに足るものでなく、八六―八七年の港内深鑿も有効ではなかつた(9)。又フランドル毛織物業の頹勢を救はんとして、英吉利毛織物に對して保護關稅政策をとつたことは、新興該産業の配給者マチャント・アドヴェンチュアラスをして、ブルウヂュを避けてミッデルブルク乃至アンヴェエルに向はしめるに至つた。一四〇七年にマチャント・アドヴェンチュアラスはシェルトの河港アンヴェエルに支店を設けて居る。四二―四四年には英吉利商人が多數こゝに移り來り、爾來この地は英吉利―ネエデルランド通商の中心と化し、四六年、五〇年にはブルグンド公及び同市から諸種の特權を賦與されて居る(10)。彼等に倣つて、伊・西・葡等の商人も亦シェルト河畔に移り、金融業者もこれに追隨するやうになつた(11)。この大勢を更に強めるものはカール公死後のフランドルに於ける政治的紛糾であつて、これ等がブルウヂュの没落に資したこと云ふまでもない。この他には、北部ネエデルランドの經濟的發展に伴ふゼランド及び和蘭の海運業の擴張、そして彼等が從來東西兩歐仲介を獨占して居たハンザから、その取引の一部を確保したことも亦、ハンザの西歐に於ける據點ブルウヂュの意義を減少せしめるに與つて力あつたところである。のみならず、ハンザ商人の中にさへ對ネエデルランドの取引を、ブルウヂュに於いて營まず、直接和蘭諸市場を訪れる者を生じた。カムペン、ハムブルク、ケルン、そしてバルト海東部のハンザ諸都市商人がこれである。

(9) Pirenne, Belgien, II. S. 499.

(10) Georg Schanz, Englische Handelspolitik gegen Ende des Mittelalters. Bd. I. (Leipzig, 1881.) S. 9-10.

(11) Pirenne, Belgien, II. S. 499.

斯くの如きブルウヂュの繁榮の基礎であつたフランドル毛織物業の没落、それに伴ふブルウヂュの市場的意義の喪失、それ等は當代の一般人士の注目するところとならなかつたとは云へ、英吉利、和蘭の新興經濟勢力の動向は自づとこれを示して居る。にも拘らず、ハンザは舊態の如くこのブルウヂュに據つて居た。對丁抹、對和蘭、對英吉利の政治的・經濟的鬭争に於いて守勢を採らざるを得なかつたハンザにとつて、ブルウヂュの死守はその從來築きあげた西歐に於ける霸權の保持に缺くべからざるものであつたのである。ハンザが仲繼商業の傳來的形式をその本質的要素となし、これに終始するものであつた限りに於いて、ブルウヂュは謂ゆる中世的商業組織の爲めに、絶好の場所であつたと云はねばならない。上述の限定された意味に於けるコスモポリタンの都市ブルウヂュが、十五世紀の後半尙中世都市としての存在を續けやうとしたことは、一四七〇年ブルグンド公に請ふて、一三〇四年の外來商人の取引に關する舊法の復活を計つたこと、或は七七年外來商人はブルウヂュに携行せる商品に限つて販賣し得、アンヴェエル及びベルゲン・オブ・ツォオムの歳市に於いて買入れたものは販賣し得ぬと定めたこと等によつて(12)、察知されよう。十三世紀中葉以來の仲立人制度に特徴の一を見出すブルウヂュは、嘗てこの制度がこの都市に繁榮を齎したことのみを知つて、いまやそれが適應せぬ時代に遷り行つた時に於いても尙、これに固執し、守舊的態度を持して、以てその世界市場としての地位の維持に努めたのであつた。この謂はゞ過去の榮光に眩惑され、これの

根柢たりし中世的規制への愛着によつて、本來的意味の「取引の自由 (Handelsfreiheit)」に反動性を示したブルウヂュは、同じく守舊的商業政策を武器と恃む十五世紀後半のハンザにとつて、容易に訣別し得ぬ場所であつたと云はねばならない。更にハンザの享有する特権がフランドルに於いてのみ適用されるものであつたことが、彼等の西歐に於ける本據をブルウヂュより他の地に移し難くしたことも考へられる(13)。ハンザの商館が十五世紀の七十年代に至つて始めて建設される運びになつたことは、この間の事情の推測に手懸りを與へるものであらう。ハンザの商業が、外地に於ける特権と共存するものであつたことは言を俟たないところである。

(13) Pirenne, *Belgien*, II, S. 502.

尙一三〇四年の規定に就くは Malcolm Letts, *Bruges and its Past*, (2. & rev. ed. Bruges & London, 1926.) pp. 84-88. に要約が載つて居る。

(14) Letts, *op. cit.* p. 117.

## 四

前節に略述したフランドル經濟乃至ブルウヂュ市場の頽勢を前にして、ハンザは如何なる對策を講じて以てネエデルランドに於ける商業至上權の維持を圖つたか。これを以下ズンド戰爭終了後の時期に就いて窺はう。それはブルウヂュ・ステエブルを繞つて、ハンザと和蘭商人との間に争ひの展開された時期である。

ハンザがフランドルに於いて獲得し得た特権を擁護する方法として、最初採られたものは、對フランドル通商封鎖、そしてブルウヂュ商館の撤去である。この經濟戰は十四世紀に於いて二回、十五世紀に於いて一回行はれて居り、

それが公然の戰爭を伴はなかつた點に於いて、對丁抹通商封鎖と異なる特徴を帯びて居る。即ち一三五八―六〇年と一三八八―九二年にはドルトレヒトへ、一四五―一五七年には最初デヴェンターへ、次いでユトレヒトへと、ハンザはフランドルの本據を移したのであつた(1)。然しこの手段は、彼等に加へられた壓迫が極度のものである場合に採られたに過ぎない。それは、その移轉によつてフランドルに於ける商業に損害を與へ、以て當該抑壓の撤廢乃至彼等に一層有利な特權賦與の條件の下に、再びブルウヂュに復歸するものであつた。然るにこれはハンザ成員にも尙損害なしとはしない。例へば撤退の際に手持商品を有利に販賣し盡すとは限らず、貸金の回収も亦難いところであつた。素々彼等が特權を獲得したのは、彼等が東西兩歐を連絡する第一人者であつたこと、従つて彼等のブルウヂュ來訪が他の外來商人をこゝに引きつける役割を演じたことに基くところ多かつたと考へられる。それ故彼等が多數こゝに來り、その勢威盛なる場合には、都市當局乃至土地領主の特權侵害は生ずること尠いと云はねばならない。こゝに於いて商館移轉によらずして權力者の壓迫を回避する他の方法として、ハンザ商人のブルウヂュ訪問を奨励することが問題となるに至つたのである。一四四二年シトラルズントに於けるハンザ會議にこれは提案され、採用された(2)。そしてこの實行方法としては、ブルウヂュを強制ステエブルとすること以外に策はなかつたのであつた。

(1) 詳しうは Werner Friccius, *Der Wirtschaftskrieg als Mittel habscher Politik im 14. und 15. Jahrhundert*, in *HGBil.* Jg. 1932, S. 41-77; Jg. 1933, S. 52-82.

(2) *Vgl.* HR. II, 2, Nr. 587 § 8, Nr. 608 § 12.

これは結局ブルウヂュ商館の強化策であるが、ハンザがこの対策へ移行するに就いては、尙この他の契機も存したのであつた。それはハンザ商人がフランドルで買入れる商品の第一位を占める毛織物が、この頃品質粗悪となつたことに對するものである。在來の慣習とするところは、この毛織物を製造地(都市にせよ農村にせよ)より一先づブルウヂュに運び入れ、こゝで外來商人に賣却するのであつて、その際品質及び數量に統制が加へられ、以て製品保證が行はれて居た(3)。従つてブルウヂュに於いて買入れたといふことによつて、ハンザ諸都市の消費者は品質を信用することが出來た譯けである。然るにこの毛織物をブルウヂュに於いてのみ買入れる慣習は漸次維持されなくなつて來て、それと共に毛織物の粗悪化が注目されるやうになつた。こゝに於いて右の四二年のハンザ會議は、ブルウヂュ商館にこれに對する監督強制權を賦與したのである。ロッグ氏はこれを、恰も中世都市の *Amier* がその手工業者の製品を監督し、以つて品質を保證するを義務としたに似ると云つて居るが(4)。このハンザの規定は從來慣習であつたところを法制化したものであつて、それはブルウヂュで買入れた旨のハンザ商館年寄の證明書がなければ、ハンザ商人はフランドル及びブラバントの毛織物を、又和蘭の毛織物としてはライデン、アムステルダム、シェエダムより産するものを、ハンザ都市に搬入することが出來ぬと定めたのである(5)。そしてこれと相應じてブルウヂュ商館は、非ハンザのバルト海地域への毛織物輸出も亦、この條件に従ふべきことをこの規定に附加した。この規定はハンザと和蘭との關係に就いて云へば、前記三都市以外に於いて産する和蘭毛織物の輸出禁止であつて、フランドル乃至ブラバントの毛織物保護の爲めに、和蘭毛織物を抑壓するものであつた。それは既述の一四一七年

に於いて既に試みられた方策の繰り返しであつたとさへ云へよう。従つてこのブルウヂュのステエプル強制は、ハンザ競争者の勢力阻止の爲めのもでもあり、この和蘭、ゼエランドの商業的利益に對するハンザの壓迫政策からして、ズンド戰爭の一應平靜に赴いた翌年既に兩者の間には、再びブルウヂュ・ステエプル問題を繞つて經濟闘争が展開されることになつたのであつた。

(3) HR. II. 2. Nr. 594, Nr. 608 § 12, Nr. 627.

(4) Heinrich Rogge, Der Stapelzwang des hansischen Kontors zu Brügge im 15. Jahrhundert. (Kiel, 1903.) S. 13.

(5) HR. II. 2. Nr. 608 § 12; Nr. 627.

この謂はゞ保護主義的的制度は、ハンザにとつてもブルウヂュにとつても等しく共通に利益とするところである。しかもその實これは、ハンザの取引をブルウヂュに集中化し、以てこれを支配することによつてハンザ内部の指導權を確保せんとしたリュベックの政策の具體化なのであつて、ブルウヂュの商館は結局リュベックの傀儡たるに過ぎなかつたと見られる(6)。この慣習的ステエプルから強制的ステエプルへの轉化によつて、例令それが毛織物に對してだけであつたにせよ、それが取引上に占める重要性からしてその影響を受くる範圍は廣汎であつた。しかもこの政策は、越えて四七年更に強化された。これ亦フランドルに於けるハンザ商人來往の減退の事實をその裏面に於いて物語るものと做し得るが、この年の規定は、ひとり毛織物のみならず、他の多くの重要商品に對してもステエプル強制を課したのである。即ちこゝに謂ゆるステエプル商品(*stapelliged*)とヴェンテ商品(*venteged*)との

區別がなされたのであつた。たゞ個々の商品を夫々の部類に數へ擧げたのは、一四五二年のデヴェンタア並びにエトレヒトへの商館移轉に際して、これ等の都市にステエブル權を認められた時に始まるが(7)、然し實質に於いては四七年既に兩商品種類は區別されて居た。一般的には、ステエブル商品とヴェンテ商品とは、商品の價値に基いて區別されたと云ふべく、前者はステエブルに運ばるべき有價商品であり、後者は謂ゆる嵩荷に屬するもので主として船舶によつて輸送されるものである。具體的には(8)、臘、銅、錫、皮革製品、スウェデン鐵鑛(oshunt)、硫酸鹽、大青、各種脂肪(魚油、バター、獸脂、フロメ(9))、織物原料(羊毛、亞麻、大麻(10)粗麻)、麻織物(11)がステエブル商品であり、ヴェンテ商品として規定されたものは、木材、瀝青、タール、石灰(12)、麥酒、穀物、壁板用櫨材(13)であつた(14)。要するに東歐よりの高價な商品、並びにフランドル、ブラバント、和蘭(但し前記の三市)の産する毛織物は、ブルウチエ市場に於いてのみ賣買せらるべきこととされたのであつた。のみならず、ステエブル商品は主としてハムブルク——リュベックの陸路をとつて運ばれるものであり、ヴェンテ商品は大陸迂回航路によつて輸送されるものであつたから、ハンザのステエブル政策は謂ゆるハンザ商業路の復活と、ブルウチエをしてネエデルランドに於ける交易の中心點たらしめることを圖つたものであつたと云はねばならない。即ちそれは從來のハンザの商業制度の根柢であり、又リュベックの利益の基礎であつた商業状態の再現である。

(8) E. Denell, Die Blütezeit der deutschen Hanse. Bd. II. (Berlin. 1906.) S. 73.

(7) HR. II. 4. Nr. 63. §§ 1, 3.

(9) Heinrich Rogge, a. O. S. 19-20.

(10) Vorne ist Schlamm, Fett, bes. das Nierenfett der Schweine, sowie das Schmalzfett der Gänse“ とあるが、孰れを指すか不明である。(Vgl. Karl Schiller und August Lübben, Mittelniederdeutsches Wörterbuch. Bd. V. (Bremen. 1880) S. 282.)

(11) 大麻は一四五二年にはヴェンテ商品であり、八七年にステエブル商品となつた。

(12) 麻織物は一四八七年プロイセン諸都市の希望により、プロイセン産のものはステエブル商品から除かれた。

(13) ハンザ會議は一四七〇年及び八七年の二回、石灰をステエブル商品にしようとしたが、プロイセン及びフランドルの反對によつてヴェンテ商品となつて居る。

(14) wägenschoot etc., ausgesuchtes, feines, astfreies, zu Bretern von verschiedener Länge (gew. sieben Fuss) zersägtes Eichenholz, zu feineren Arbeiten, bes. Verfertigungen gebraucht.“ (Schiller-Lübben. a. O. V. S. 575.)

(14) 一四八七年にはこの外に葡萄酒がヴェンテ商品中に追加された。

しかも斯くの如きハンザの規定の目的の一として、從來ハンザが獨占して居たネエデルランド毛織物の對東歐取引に對する和蘭商人の競争を、困難ならしめることが在つたのは、既に一言した如くである。蓋し和蘭商人がその土産の毛織物をブルウチエ經由にてハンザ諸都市に輸出するとなれば、先づブルウチエへの運賃、ブルウチエに於ける諸手数料(ホオル使用料、仲立人手数料)等を加算せねばならないので、その商品はハンザ取扱のものに比して高價たらざるを得ないからである。のみならずハンザ領域に向ふネエデルランド毛織物輸出をブルウチエに集中することによつて、ハンザはその商館を通じて毛織物統制を行ふことが出来たのである。然しながらこのハンザ、殊

にリュベックの目的は、直ちにその期圖する如くに達成され得なかつた。

一四五—一五八の對フランドル通商封鎖が失敗に歸したことは他の機會に述べたが(15)、これが長く續いたことはハンザ諸都市をして和蘭毛織物を需要せしめるに至り、これが前記三市以外の和蘭都市に於ける毛織物生産に刺戟を與へたこと尠くない。ハアクの如きはその一例である(16)。斯かる逆効果の他に、ライデン、アムステルダム、シエダム等の毛織物にステエプル強制を課すこと、並びに他の和蘭毛織物の取扱を禁止することに對して、ゾイデル・ゼエの諸都市は強く反對するところとなつた。特に和蘭毛織物の西北獨逸に對する重要市場たりしデヴェンタアは、ウエストファアレン、ニイダアライン諸都市の先鋒となつて、共同抗議を提出した(17)。然しハンザはその規定を撤回せず、一四六五年に和蘭産の毛織物はすべてブルウヂェ・ステエプル商品と定めて居る(18)。これはハンザが和蘭毛織物取引を禁止し得ざることを示したものと云ふべく、ハンザが毛織物取引そのものを放棄せざる限り、この手段に出ることは必要だつたのである。

(15) 前掲拙稿、八五頁。

(16) Daenell, Holland. S. 33-4.

(17) デヴェンタアに就ては Z. W. Sneller, Deventer, die Stadt der Jahrmärkte. (Weimar. 1936.) を参照。

(18) HR. II. 5. Nr. 728.

次いで一四七〇年の謂ゆるステエプル改革(die reformacie des Stapels)を以て、ハンザの期圖せる強制々度は完

成された。シトラルズントの媾和後百年にしてこゝに作り上げられたものは、ネエデルランドとハンザ領域との間に交易せられるステエプル商品はハンザ商人によつて、そしてハムブルク——リュベック路を経て取扱はるべく、ツウエイン——ハムブルク間は、リュベックとハムブルクとが共同して仕立てた船舶を以て運送し得ざる時に限り、他の船舶に積載し得るものとなすことであつた(19)。即ちステエプル商品の取引及び運送をすべて競争者より遮断し、以てリュベックの統制下に置かんとするものであつた。これはこの時より二世紀以前に於いて形成され、その後事情の變遷と共に漸次に止揚されつゝあつた交易状態を、強制的に復活せしめたものである(20)。この頃のハンザの保守的性格を顯はに示すものであつたと云はねばならぬ。

この規定によつて和蘭商人はその商業及び運送業務を擧げてハンザに依倚せざるを得なくなつた譯である。勿論これは表面上のことであつて、ステエプル強制の回避、或は封鎖的交通制度の侵害は數多く存した。取締規定の嚴重であるに従つて、これを潜る方途はより多く生じて來るものであるが、いまこの十五世紀後半のハンザの統制策に對して生じたステエプル回避手段の主なるものを一二擧げよう。その一は、ブルウヂェ・ステエプルと競争するステエプルの出現である。これは „Wilde Läger“ と稱せられたが、ステエプル商品消費者はこの競争市場から直接その欲するものを入手することが出來た。ネエデルランドの競争市場としては、ブラバントに於けるアンヴェル、メケルン、ゼエランドのミッデルブルフとフェエレ、和蘭のアムステルダム、そしてユトレヒト等が擧げられ、ハンザの領域に於いては、例へばハムブルクの近くのイツェヘエ、フウズム等はこの種の密輸入者の好んで

集る場所であつたのみならず、ハムブルクに於いてさへ、フランドルに運ばるべきステエプル商品に對する監視は勵行されたとは云へないのであつた(21)。又毛織物を製造地から直接買付け、これをブルウヂユで買入れたものと偽るハンザ商人もあり、非ハンザとの組合禁止にも拘らずこれを敢えてするハンザ商人も尠くなかつた。その他カムペン市當局が和蘭商人に市民権を賦與し、これによつて彼等はハンザ市民として特權を享有し得た如きは(22)、この都市がハンザ都市であつても謂ゆるゾイデル・ゼエ都市群に屬するものであることからして當然のこととも做され得やう。又プロイセン諸都市が反對的行動に出たこと、その對英、對蘭友好關係から見ても別して異とすべきではない。即ちハンザ内部に於ける諸都市の利害の背反からしても、リュベックの爲めのものであつた規定の遵守は望み難かつたと云はねばならない。そして和蘭商人はこのハンザ内部の間に乘ずることが出来たのであつた。然し彼等のハンザに對する競争は、ハンザ内部に利害を共同にする者を見出したが爲めのみ容易となつたと云へないのである。ハンザのステエプル規定の實行は、上述とは別の根據からも困難となつたのであつた。それはネエデルランドの政情と經濟状態の變化とである。

(21) Danel, Holland, S. 34-35.

(22) Danel, Blitzeit, II, S. 99.

(23) Rogge, n. a. O. S. 27-8.

(24) Ebenda, S. 38.

## 五

ここに十五世紀七十年代以降のネエデルランドの政治的變化を詳述することは避けるが、中央集權的國家の建設に努力するブルグンド朝治下のネエデルランドに於いて、ハンザの主張するステエプル強制政策の遂行が困難であることは直ちに理解されるところであらう。ハンザの行はんとするところは、ブルグンド公の權立下に置かるべきものに對する侵害であつたし、それが必ずしもネエデルランド全體の福祉を齎らすものではなかつたからである。右の七〇年のステエプル改革によつて、その商業的利益を尠からず損するに至つた和蘭商人は、該規定の廢止をカアル公の力をかりて要求した。この自領内の經濟的要求に反對して迄も、ブルグンド公がハンザの政策を支持することは無いと云はねばならない(1)。しかも和蘭、ゼエランドの地はネエデルランドに於ける新興經濟勢力の本據なのであり、これの懐柔はブルグンド公政權の強化手段なのであつたからには尙更のことである。又既に述べた如きネエデルランドの經濟的變化によつて、ハンザの媒介乃至ブルウヂユのステエプルの仲繼を経ずして、ネエデルランドの東西兩歐交易は可能となつて居り、それが現實にブルウヂユ・ステエプル回避の増加によつて示されて居たのである。

この他方ハンザの側に於いても直接には丁抹勢力の南下による脅威、クリスチャン一世とカアル公との連携を前にして、ブルグンド公との衝突を避けねばならぬ立場に置かれた。即ちここにステエプル問題に對するブルグンド公の要求は、結局ハンザも容認することになつたのである(2)。斯くて和蘭商人は、その領主勢力の利用によつて強



制ステエブル廢止を貫徹し得た。そしてこのことをハンザ自身も、領主の権力に抗してその主張を通し得ないとしてブルウヂュ商館に通告して居る(3)。

(1) Vollheer, a. a. O. S. 58.

(2) Rogge, a. a. O. S. 54.

(3) Vgl. Danel, Holland, S. 38.

一四七七年カール公の死後、ネエデルランドは政治的紛糾のうちに捲き込まれた。攝政マキシミアンはフランスの繁榮を再びとり戻して、以てフランドルの反抗を懐柔し同時に自己の地位を強固ならしめんとし、ここにブルウヂュ・ステエブル強制の復活を圖つた(4)。これはハンザ特にリュベックにとつて、和蘭勢力の競争を抑壓するに好個の機會であり、カール公治下和蘭が恃み得た領主勢力を、いまはハンザが利用することになつたのである。然しこの八五年のマキシミアンとハンザ(リュベック)との協力も、ネエデルランドを蔽ふ政治的・社會的混亂の下に於いては實施せらるべくもなかつた。更に九八年フィリップ侯がブルグンドを支配するに及び、ハンザ商人及びブルウヂュ市當局は侯に要請して強制ステエブル實施の認許を得たが、素よりこれは和蘭商人の反對するところであり、そして又この抗議を強固ならしめるものに、直接和蘭に於いて毛織物を買入れるハンザ商人の背反があつた。即ちアムステルダム、ライデン、ハーグ、ホオン等の諸都市は、ハンザ商人に對し毛織物不賣の約を結び、以てハンザ商人をしてブルウヂュ・ステエブルを回避せしめることを策したのである。この和蘭商業資本の明らか

な攻勢に對してゾイデル・ゼエ、ザクセン諸都市の商人は屈服するに至つた。のみならず東歐より輸出するステエブル商品を、ブルウヂュの統制下に置くことも亦、決して容易ではなかつたのである(5)。このハンザ諸都市内部からさへも生じた反對と、和蘭の經濟的發展の現實とによつて、ハンザもフィリップ侯もステエブル強制を撤廢せざるを得なかつた。それが公けに布告されたのは一五〇一年であり(6)、爾來和蘭商人の競争力に對して制限を課されることなく、又ブルウヂュ商館は名實共にその重要性を喪失し、これと同時にネエデルランド商業世界に於けるブルウヂュの地位は衰退して行つたのである。

(4) Rogge, a. a. O. S. 56-7.

(5) Ludwig Lahaine, Die Hanse und Holland von 1474 bis 1525, in HGBil. Jg. 1917, S. 404 ff.

(6) Rogge, a. a. O. S. 58-60, Danel, Holland, S. 41.

斯くの如く一四七〇年のハンザの強制政策は、ネエデルランド領主の立場の變化と共に一進一退し、結局は領主権力に對してハンザは敗北せざるを得なかつたことを示して居る。しかも他面それはその権力下にある和蘭商業資本にとつては有利に展開されて行つた。たゞここに見たブルウヂュの究極的没落は、ハンザ商館の衰頹の爲めにのみ生じたのではなかつたと云はねばならない。この北歐に於ける世界市場が、十五、六世紀の交替期を以て、その稱呼を名實共にアンヴェルに譲らざるを得なかつた理由は既に説いたところである。ピレンヌ教授も云ふ如く、ブルウヂュの没落はネエデルランド經濟史の一轉換期なのであつて(7)、それは中世的商業組織の活躍の場所が失

はれたことを示すものである。而して十五世紀の七〇年代以来、この地に於いてステエプル強制が強化採用されたことは、謂ゆる中世的經濟(或は都市經濟)の再興を強力的に計る爲めのものであつたとも云ふべく、從來支配的であつた商業勢力の領域の狭められるにつれて生ずる必然的な経過であつたと云はねばならない。七七—九二年にかけてネエデルランド、特にフランドルを蔽つた社會的・政治的闘争も亦、中世的都市經濟の再生乃至強化を繞つて展開された新兩經濟勢力間の争ひと規定することが出来るが(8)、ブルウデニも亦ハンザも、そして和蘭も、等しくこの潮流中に捲き込まれつゝ、夫々上述の経過を辿つて行つたのであつた。

(7) Henri Pirrenne, *Belgien*. II, S. 500.

(8) Ebenda. III. (Gotha. 1907.) S. 271

中世的商業組織の典型獨逸ハンザが、そのネエデルランドの本據をシェルト河畔に移したのは一五四五年である。然しこれは商館が形式上移轉された時日であつて、實質上はそれ以前にハンザ商人はブルウデニを去つてアンヴェルに移つて居る。一五一一年ブルウデニを訪れたハンザ商人は殆んど全くリベック商人のみと云はれ(9)、三九年にブルウデニ商館の年寄及び相談役の數は半減して居たと云はれる(10)。ここに新興經濟の中心地に移るに至つたハンザ商人が、從來のそれとは全く異なる諸事情に適應し得たかは今述ぶる限りでないが、四五年の商館移轉に際し、嘗ての盛時を偲はせる、*„das alte Wappn, das alte Schild, die alten Zeichen, das alte Siegel und den alten Namen“* (11)を携行したといふエンネン氏の言葉は、容姿を新たにしたアンヴェル商館に於いても彼等が尙傳

來的の本質を改めることが無かつたし、又出来なかつたことを示すに足るものかと考へられる。

(9) Rogge, a. a. O. S. 61.

(10) Gustav Gallois, *Der Hansabund von seiner Entstehung bis zu seiner Auflösung*. (Neue Ausg. Leipzig. 1867.) S. 304.

(11) Leonhard Emen, a. a. O. S. 52.

扱てハンザをして西歐に於ける據點ブルウデニから立退かしめるに當つて、一の役割を演じた和蘭商業資本は、世紀の交替と共に、場所を變へて、リベック體制に對して攻撃を開始する。そしてズンド問題は、再び兩者の間に確執を生ずるところとなるのであつたが、その経緯に就いては他の機會に俟ちたい。